

臨時託児室設置促進事業費助成実施要領

公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団（以下、「事業団」という。）が、香川県からの出捐金により創設した基金の運用益を活用して実施する臨時託児室設置促進事業に対する助成（以下、「助成事業」という。）については、この要領の定めるところによる。

第1条（目的）

この助成事業は、子育てと社会参加が両立できる環境づくりを推進するため、乳幼児等を持つ保護者が参加する講演会、コンサート、シンポジウム、研修会、講習会等（以下「講演会等」という。）の開催に際し、臨時の託児室を設け、乳幼児を預かる場合、予算の範囲内でそれに要する経費の一部を助成することにより、安心して社会参加ができる環境づくりに資することをその目的とする。

第2条（助成対象）

助成の対象は、乳幼児を持つ保護者等が参加する講演会等を開催する者であって、次の条件を満たす託児室を臨時に設置するものとする。

- 1 乳幼児を持つ保護者等が概ね10名以上参加する講演会等（営利及び政治・宗教活動を目的とするものは除く。）に設置される臨時託児室であること。
- 2 臨時託児室は、原則として、乳幼児1人につき1.65㎡以上の面積を確保すること。
- 3 原則として、0歳児3人につき1人以上、1～2歳児6人につき1人以上、3歳児20人につき1人以上、4歳以上児30人につき1人以上の保育者を確保すること。ただし、2人を下回ってはならないこと。
- 4 3に規定する保育者のうち、原則としてその3分の1以上は保育士又は看護師の資格を有する者であること。
- 5 臨時託児室を設置する際には、事故等に関する保険に加入するなど、乳幼児の適正な保育や安全の確保に十分配慮すること。

第3条（助成額）

助成額は講演会等毎に、次表の基準額と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、託児費等の収入がある場合は、当該託児費等を控除した額を助成額とする。

基準額	対象経費
60,000円	保育者雇用費、臨時託児室会場使用料、保険料等

- 2 1団体あたりの助成額は30,000円を上限とする。

第4条（助成手続き）

助成を受けようとする者は、臨時託児室設置促進事業費助成申込書（別紙様式1）に必要な事項を記載して期日内に事業団に提出するものとする。

第5条（助成の決定）

- 1 事業団は、提出された助成申込書を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、臨時託児室設置促進事業費助成決定通知書（別紙様式2）により、申込者に通知するものとする。
- 2 事業団は、助成金の交付を決定するとき、必要な条件を付することができるものとする。

第6条（不決定）

事業団は、前条の規定にかかわらず、助成金の交付の申込みをした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、助成金の交付の決定をしないものとする。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

第7条（助成金の交付）

事業団は第9条に定める報告書（別紙様式3）の提出を受けた後、審査のうえ、翌月末までに助成金を交付するものとする。

- 2 助成金の交付は金融機関を通じて振込みにより行うものとする
- 3 臨時託児室設置促進事業費助成通知書（別紙様式4）をもって助成申込者に助成金の振込を通知する

第8条（交付決定の取り消し）

事業団は、助成申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 1 第2条に定める条件に違反したとき。
- 2 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。
- 3 助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- 4 助成決定団体等が第6条の各号のいずれかに該当することが判明したとき。

第9条（報告）

助成申込者は講演会等が終了したときは、その終了の日から2週間以内に事業団に対し、実施報告書（別紙様式第3）を提出しなければならない。

- 2 事業団は、助成申込者から報告を求め、職員に調査若しくは検査をさせ、又は必要な指示をすることができる。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 10 年 4 月 28 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 11 年 5 月 12 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 11 年 7 月 15 日から施行し、平成 11 年 7 月 15 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 7 月 5 日から施行し、平成 18 年 7 月 5 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 24 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 6 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 12 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 6 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 5 月 6 日から施行する。